

壬生町政

住民登録人口

	昭和44年9月1日現在	対前月比
総人口	25,276人	25人増
男	12,482人	22人々
女	12,794人	3人々
世帯数	5,381世帯	5世帯増

発行所

鈴木 康 壬生町役場

(毎月24日発行)

昭和34年9月30日第三種郵便物認可

一部 7円20銭



写真＝円内は鈴木ヨシさん

町をあげて長寿を祝う

最高齢者は鈴木ヨシさん

9月15日は、おとしよりに感謝し、長寿を祝う「敬老の日」。

町では、中央公民館で1,500人の老人と来客を招いて盛大に敬老会が行なわれました。

この日、最高齢者の、鈴木ヨシさん(96才下稲葉)をはじめとし、90才以上が25人、80才以上が275人、70才以上が1,010人、合計1,310人のおとしよりを招きました。

なかでも90才以上のおとしよりに、毛布などの記念品が贈られ、また80才以上の方には町から福祉年金が支給されました。

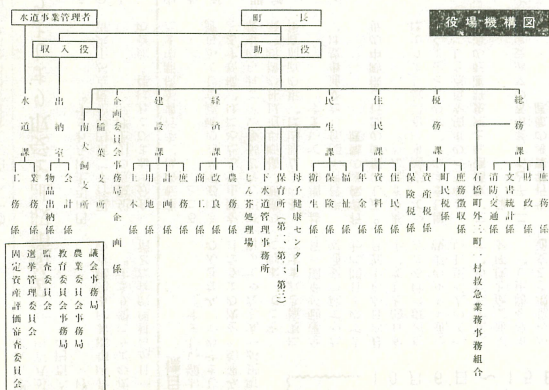
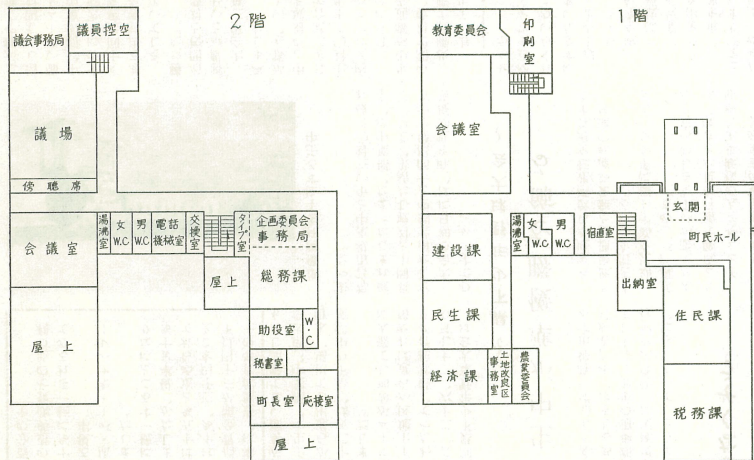
1,310人のおとしよりを招いた会場では、町長の司会で婦人会の人たちの日本舞踊や助役ほか役場職員による敬老音頭が披露されるなど、盛り沢山の催し物が行なわれて、おとしよりを1日楽しく慰めました。

10月の納税
お忘れなく

町県民税 第3期分

国保税 第4期分

役場庁舎案内図



庁舎増築工事が完成

執務の支障を解消

いままでの役場庁舎は、非常に狭く、そのうち木造庁舎については、これまた老朽化しており、町民のみなさんには何かと不便なめいわくをおかけしていましたが、かねて建築中であつた新庁舎も、いままで、民生課、建設課、企画が解消されました。

現在では、案内図のように各課がそれぞれ定位置に落ち着きました。



写真一完成した増築庁舎と(下)住民課の窓口風景

【概要】

所在地 壬生町大字壬生甲一、二七〇番地

敷地面積 六九〇・一二二平方メートル

建物 新庁舎：鉄筋コンクリート二階建六六一・九四平方メートル

旧庁舎：鉄筋コンクリート二階建六八四・三〇平方メートル

車庫、倉庫：平家建六七三・五二平方メートル

工費 新庁舎(増築分) 二、七五〇万円

なお、敷地も広くなりましたので来客用の駐車車を整備し、役場消防隊等の消防車を設けるなど用地の利用にも工夫を加え、町民の役場にふさわしい環境作りをして行きたいと思ひます。

竣工にあたって

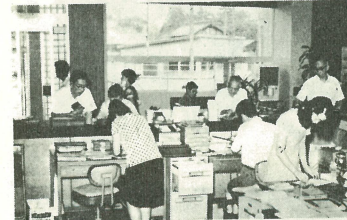
壬生町長 佐藤昌次

工費二七五〇万円、および外構工事費一八五〇万円、合計二九三五万円を要した庁舎増築工事が、去る七月廿一日外構工事の一部を残して竣工し、庁舎建設特別委員会立会いのもとに八月四日厳密な検査を実施し、工事施工者より引渡しを受けました。

お蔭様で長い間、木造建家に格納されて、火災の危険に晒されていた土地台帳、課税台帳などももの重要な書類が、不燃性建築物の中に安置されたわけ、所でありませう。

なお、民生課をはじめ経済、建設各課も、換気の悪い採光不十分な仮設住まいから解放されて通風のよい快適な環境で執務することができて、事務能率の向上には図り知れないものがあることを信ずるものであり、この際庁舎建設特別委員会を設けて、積極的に参画していただいた町議会の御協力に對し深甚なる謝意を表明するものであります。

今後、私をはじめ職員一同感激を新に、事務能率の改善に努め、小政精銳主義を堅持し、一一致協力し町民の福利の向上を期して事を進める覚悟でございますので宜しく御協力を賜りますよう希望する次第であります。



まだ多い未届者

あなたは 住民登録を

しているでしょうか

こんどから選挙法の改正で、住民登録をしないと、選挙の投票ができなくなりました。

住居を移動したらすぐに役場へ登録しましょう。

三千四百万円の損害

台風九号 竜巻のツメ跡



八月二十三日午前十一時三十分ごろ、台風九号に伴う竜巻が国分寺町壬生町を襲い、家屋が倒壊被害など大きな被害を受けた。被害の状況は、馬場、原宿地区が最も被害が大きく、また壬生高から東下台、城東町、栄町、城南、壬生小と竜巻は一直線に通り、幅五十から七メートルの局部的な被害が起り、一瞬のうちに居宅をつぶされ、また農作物は見るも無残な姿となっていました。

この被害に伴う災害対策本部が、役場に設けられ、二十四日に緊急全県協議会を開くなど、本格的な被害調査や救援活動に力めました。全壊や半壊した家屋合計一千八百戸、負傷者十六人という痛ましい被害を出し、これに対して同対策本部では、町議会で決定された見舞金を贈ることにし、佐藤対策本部長、助役らが現地を一軒一軒訪れてそれぞれ見舞金合計百十二万六千円を贈りました。

また、農作物の被害は、水稲二ヘクタール二百八十三万三千円、花生〇・五ヘクタール八万、落花生〇・五ヘクタール八万二千五百円、合計三百六十三万八千円という、意外にも大きな被害を受けました。

翌二十四日被災地では、台風も去り去りといわれ、被災者の家では近所や親せきの人たちが手伝いにつけ、朝から復旧作業にかりかりでしたが、家や農作物が一瞬にしてこんな姿になったかと作業者の手も重そうでした。

被災地にかずかずの募金

台風九号による竜巻で、大きな被害を受けた馬場地区はじめ東下台、城南町、栄町などの被災者にかずかずの見舞金が贈られました。

見舞金を贈られた方々は次のとおりです。

金一万円	壬生町議会議員 同
金五千円	石橋町
金一万円	自民党栃木県支部は台
会	
金三千円	壬生町婦人会
金一万円	壬生医師会
金一万一千四百円	壬生町婦人会王土支部
金一千四百円	壬生町保険委員会
金一千三百七十七円	
金一千三百七十七円	一般募金(役場設)
金一万円	役場募金 同
金三千円	匿名
金三千円	匿名
以上	のようにたくさんの方の見舞金
	が対策本部に贈られました。
	また、匿名と主張する前特な
	方のおりまた、なおこれら合
	計十萬七千七百七十七円は、それぞれ被
	災者の方々に贈られます。

- ### 健康相談

栃木保健所では、毎月実施している健康相談日が、次のようにより一部変更になりましたのでお知らせします。

● 身体不自由児相談 毎月第一、第三月曜日(二時～三時)

◇ 一般(終極)健康相談 毎月第二、第四水曜日(九時～十一時)

◇ 精神衛生相談 毎月第一水曜日(九時～十一時)

◇ 精神衛生・乳幼児栄養相談 毎月第三水曜日(二時～三時)

◇ 断髪撮影 毎月第二、第四水曜日(九時～十一時)

◇ 一般(終極)健康相談 ECG相談 毎月第四水曜日(二時～三時)

● 毎月の乳幼児検診は

第一水曜日：生後三ヶ月まで

第二水曜日：四ヶ月～六ヶ月まで

第三水曜日：七ヶ月～九ヶ月まで

第四水曜日：十ヶ月以上

希望の方は、栃木保健所へお気軽にお出かけ下さい。
- ### こまわり

人権 合同相談所

毎月 第一火曜日

場所 中央公民館

極みを早く解消するために、お気軽にお出かけください。

秋の交通安全運動はじまる

10月6日～15日

飲酒運転と無免許運転をなくそう

人命尊重の観点から急増する交通事故を防止し、交通安全と秩序を確立するため、すべての人が正しい交通ルールを実践を習慣づけることを目的として、十月六日から十五日までの十日間、あつたて秋の交通安全運動が全国一斉に実施されます。

そこで、本町においては町民が、九と二つ、町民総ぐるみ運動を次のような目標で展開しますので、みなさんのご協力をお願いします。

重点目標

一、飲食店等における見舞金の引上げ

二、旅館における宿泊(泊二、三、税率の統一)

三、飲酒運転と無免許運転の追放

四、歩行者の横断中また歩行者の横断中

五、正しい横断の励行と横断中の歩行者保護の徹底

六、子どもと老若者の交通安全確保

七、飲酒運転と無免許運転の追放

八、この二つの事項を重点として実施します。

九、飲酒運転と無免許運転の追放

十、この二つの事項を重点として実施します。

十一、正しい横断の励行と横断中の歩行者保護の徹底

十二、子どもと老若者の交通安全確保

十三、飲酒運転と無免許運転の追放

十四、この二つの事項を重点として実施します。

十五、正しい横断の励行と横断中の歩行者保護の徹底

十六、子どもと老若者の交通安全確保

十七、飲酒運転と無免許運転の追放

十八、この二つの事項を重点として実施します。

十九、正しい横断の励行と横断中の歩行者保護の徹底

二十、子どもと老若者の交通安全確保

二十一、飲酒運転と無免許運転の追放

二十二、この二つの事項を重点として実施します。

二十三、正しい横断の励行と横断中の歩行者保護の徹底

二十四、子どもと老若者の交通安全確保

二十五、飲酒運転と無免許運転の追放

二十六、この二つの事項を重点として実施します。

二十七、正しい横断の励行と横断中の歩行者保護の徹底

二十八、子どもと老若者の交通安全確保

二十九、飲酒運転と無免許運転の追放

三十、この二つの事項を重点として実施します。

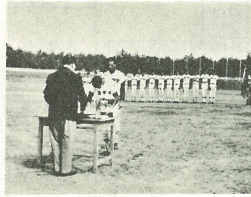
壬生中が準優勝を飾る

県下少年野球大会

第十四回県下少年野球大会は、八月二十五、二十六、二十七日の三日間、あつたて、県営総合グラウンドで県下各地区から選ばれた精鋭三十二チームが参加して盛大に開催されました。

この三十三校は、県下の中学校、七十校から選出されて出場、本町からは、壬生中、稲葉中、南栄中の三校が勢揃いして参加した。

現行大会は、遊園飲食等の一回の消費金額が三千円以下の場合には十、税を三、千円をこえる場合には十五、税を定められて、また、各、税率を十、に統一することになりました。



壬生中が準優勝を飾る

大会の初日は、昨年度初優勝をした南栄中と、同出場を誇る真南中対戦した結果、七対〇で破れました。また、稲葉中は、宇都宮市陽東中と争い、三対〇で破れた。

進め勝ちを手にする壬生中

一方、壬生中は、昨年度初優勝と決勝戦で戦った強豪の真南中との間で対戦し、その結果、一対〇で壬生中が勝進みました。

二日目は、壬生中は、宇都宮河内プロダクスの篠井中と戦い、結局七対〇で壬生中が勝ち、さらに同日第二試合で足利プロダクスの山辺中との対戦となり一対〇で壬生中が勝ち、いよいよ準決勝に勝ち進みました。

大会第三目の準決勝戦は、優勝候補といわれている鹿沼西中の名門校と対戦し、一対〇で壬生中が勝った。

そしていよいよ大会のサマで、ある決勝戦を迎え、国分寺中に次ぐ十回出場を誇る強豪真南中と、すでに南栄中、島山中、国分寺中、栃木東中を破っていきなり強いチームと対決し、その結果、惜しくも四対一で優勝を逃しましたが、早く準優勝を成し遂げました。

（八月三十一日付）

お知らせ



職員募集

役場では、来四月採用する職員を次の要領で募集します。

○職務内容 一般事務

○採用人員 七名以内

○受験資格

①年令 昭和二十二年四月二日より二十七年四月一日の間に生れた者

②学歴 高校卒以上の学歴を有する者（米卒卒業見込みも可ます）

○試験日および場所 十月下旬 役場で

○受験手続 履歴書、写真、住民票抄本、健康診断書、最終学歴卒業証明書または見込証明書

○提出先 役場総務課

○締切日 十月二十日（月）

その他、試験についてくわしくは、役場総務課庶務係へお問い合わせください。

作文・論文募集

青少年は郷土や日本の明日をひらく希望であり、全国民がその健やかな成長を心から願っております。

そこで青少年育成国民会議では、広く全国の青少年から作文、論文を募集しております。ふるって応募してください。

○応募の資格

作文の部 満十六才未満の者

論文の部 満十六才以上満二十才未満の者

（八月一日現在）

○作文、論文の主題

作文文：「社会生活と私たちの役割」

論文文：「現代社会と私たちの役割」

○応募の方法

応募は一名一点で、いずれも四〇字詰原稿用紙十枚以内。

○送付先

東京都渋谷区代々木山手町三四六 青少年育成国民会議

○締切期日 十一月三十日

くわしくは、町教育委員会事務局へお問い合わせください。

危険物取扱者試験

本年度第二回危険物取扱者試験が次のように行われます。

○試験期日および場所

十一月九日（日）

県立宇都宮工業高校

○受験資格

六カ月以上第四類危険物の実務経験を有するもの

○願書提出先

栃木県総務部消防災害課

○受付期間

十月六日から十月十八日まで

○提出書類

ア、受験願書

イ、六カ月以上危険物を取り扱った旨の実務経験証明書

ウ、写真

くわしくは、役場総務課消防係におたずねください。

運動会の日程

いよいよ秋の秋となりました。スポーツの秋です。学校では、運動会が次の日程で開催されます。

九月二十五日 壬生中

九月二十六日 福中、安小

九月三十日 藤井小

十月一日 福小、羽生田小

十月二日 東小

十月七日 壬生小、北小

十月八日 南大前中

役所の仕事について苦情、要望意見などがあるとき、例えば恩給年金、住宅、道路、郵便、登記、固有財産、労働補償、生活保護、保健衛生、公社、公民、公庫など、どんなことでも役所に関係あることとお困りのことはありませんか。このような場合、なんでも相談にのってくれるのが「行政相談」です。

行政相談週間

行政相談委員 篠原ハマ

（電話四〇四七番）

または行政監察局にお話ください。

宇都宮市旭町

（電話四四六八番）



上古石器時代(三)

古代に於てもだんだん文化の進むにつれて、その食物を単に自然にある動物植物からのみ採集するだけでなく、種子をまいて農耕によって食物をとるようになった。

農耕時代になると各人が農耕に忙しくなると、縄紋土器の



土器を作っている暇がなくなり、紋様のない赤土器を作るようになった。

研究の結果による学説は、縄紋と弥生との土器の違いは、日本の先住民族のアイヌの先祖が縄紋に富んだ紋様のある縄紋土器を作り、吾々の先祖の大和民族はそれにかわって、即ち民族の違いによるものでなく古代人の生活様式の進化によるものとされている。

しかし採集経済から農耕経済に移る時代の来り日に、先住民族のアイヌが、新しく西南方面から移

107

住してきた大和民族のために、だんだんと東北方面に追いつめられていくのを承る。民族による土器作りの差異もいかに否定的でぬのはあるまいか。

農耕文化の中心は米（王）として水稲作りであった。

米の種子はここからまきについで、は問題があるが、通説としては支那大陸から九州と伝ったとするもの、東南諸国から九州へ伝ったものとする説がある。いづれにしても日本に伝来したのは西日本、九州

で、それからだんだんと東北地方に及んだ。右に縄紋土器よりも文化が早く、縄紋文化の時代が長く、恐らく数千年にわたったと思われ、東日本に多く発見される。縄紋土器が

地方の自然界を想像してみると、大古から那須火山帯に属する那須山や野休山は、いめ赤城山等の諸火山が噴いていて、当地方の表土の大半はそれ等火山の噴出物でおおわれていた。

その噴出物の風化したものが縄土或はその他の赤土である。火山に遠くなるにしたがって縄土の層は薄い。

古代人はその赤土の上に住んでいた。石器も土器も住居地等の遺物遺跡等もこの赤土の上で発見されるのである。（福田）